

流山市立北部中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

流山市立北部中学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づいて、いじめ防止基本方針をここに定める。

1 いじめの定義といじめ防止対策の基本的な方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項、流山市いじめ防止対策推進条例第2条第1号に基づき「いじめ」を次のように定義します）

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止対策等の基本的な方針

いじめは、人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼすものでもあり、決して許されるものではない。いじめは、どこにでもおこりうるものと強く認識し、ここに生徒と教職員、保護者が「しない、させない、許さない」の「3ない宣言」をする。

(3) いじめの解消の判断について

以下の2つの要件が、3ヶ月以上の期間満たされている状態であること。

- ①いじめに係る行為が止んでいること
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ただし、これらの要件以外にも、必要に応じ、その他の事情も考慮して判断する。

2 いじめ防止の取り組み

本校の学校教育目標は、「流北魂 自立・感謝・挑戦」である。心身ともに健康で、互いの良さや可能性を認め合い、高め合う生徒の育成をスローガンの一つとして教育実践を進めている。

全校生徒が毎日、元気で楽しい学校生活を送れるよう「いじめゼロ」を目指して全校をあげて組織的に取り組む。

- (1) 全教育活動をとおして、いじめ防止の取り組みを推進するため、全職員で共通理解を図り、いじめ防止に努める。また自己存在感や自己決定場面のある授業展開に努め、生徒の自己肯定感を高めることを目指し、いじめの未然防止につなげる。
- (2) いじめ防止につながる道徳教育、人権教育を行い、全教育活動で推進する。
 - ①道徳の授業においては、自分で考え正しく判断するとともに他者の考えや意見を受け止め、認め、自分自身の考えに取り入るような力を育む。
 - ②読書活動を推進し、豊かな心を育む。
 - ③体験活動を通して自ら行動する力、表現する力を育む。
 - ④道徳、人権教育においては、年間指導計画を作成する。
 - ⑤わかる授業を展開し、生徒が授業の中で満足感を得られる授業とする。
- (3) 好ましい人間関係を構築する教育活動を推進する
 - ①あいさつ運動の実施
人間関係の基本は「あいさつ」である。生徒活動を中心に、朝のあいさつ運動を年間を通して実施する。
 - ②異学年との交流を深めるために、シスター交流を意図的に、定期的に行う。
 - ③地域の行事、社会福祉協議会等への活動参加を推進する。
 - ④部活動においても、いじめを誘発する問題が発生することを認識し、指導にあたる。

3 いじめの早期発見、早期対応の在り方

- (1) いじめは日常生活の何気ない中で起こる。教職員は、生徒の学校生活、保護者は家庭生活の中で、生徒の変化に気を配り、互いに連携して早期発見に努める。
- (2) いじめ調査を行う。
市教委から通知される定期調査を年2回（6月・10月）行う。また、学校独自の生活アンケートを月1回実施して、生徒の心の様子を細かく理解する。調査後は全校で集約し、認知されたいじめについては、校内のいじめ防止対策委員会（管理職、生徒指導主任、各学年主任、各学年生徒指導担当者）でその後の対応について検討し、組織的に対応する。
- (3) 年2回のQUを利用して、学級の実態や生徒の様子を把握し、学級指導、個別支援の改善策を立てて組織的に対応を進める。

- (4) 年1回のストレスチェックを利用し、一人ひとりの内面を把握し、心配な生徒については、教育相談部会でその後の対応の方向性について検討する。
- (5) いじめの情報が得られた場合には、速やかに校内いじめ防止対策推進委員会を招集し、対応策を検討するとともに校内で組織的に改善を図る。
- (6) いじめに対する措置
- ①いじめの情報について、1つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
また、一人ではなく、複数名で聞き取りを行い、正確な事実確認を行う。
 - ②いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と通報者に圧力をかけない指導や配慮、いじめを行った生徒等への指導とその保護者への報告助言を継続的に行う。
 - ③いじめられた生徒及びその生徒を助けようとした生徒の支援
 - 徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える。
 - 対応について説明し、不安な点を聞き取り、解消にむけた方針を説明する。
 - 表面的に解消したと判断せず、支援を継続する。
 - いじめの調査結果について、本人・保護者に情報提供する。
 - ④いじめの関係者間の争いを生じさせないように、いじめに関する情報を関係保護者と共有するための措置を講じる。
 - ⑤犯罪行為の恐れがある場合は、すみやかに教育委員会及び警察署、関係機関等と連携し対処する。
 - ⑥いじめの加害者への指導
 - いじめを行った経緯を理解しつつ、行った行為については毅然と指導する。
 - 自分はどうすべきだったのか、これからどうすればよいのかを内省させる。
 - 本人・保護者にはいじめの事実を知らせる。
 - 学校による指導で改善が見られない場合は、懲戒や出席停止等、適切な措置を講じる。その際に、生徒・保護者の理解を十分に得るように留意する。
 - ⑦観衆、傍観者への指導
 - いじめは学級や学年集団全体の問題として対応する。
 - いじめは絶対に許されない行為であるということ、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を生徒に示す。
 - 人権意識の醸成を図る。
 - ⑧重大な事案と判断された場合は、すみやかに教育委員会及び関係機関と連携して対処する。

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処できるよう、必要な啓発活動として、情報モラル研修等を行っていく。また、本校の「五箇条の御誓文」を共通理解させ、携帯電話やスマートフォン等の端末の適切な使い方を推進する。

(8) いじめ相談窓口の設置

本校におけるいじめ相談窓口は、教頭、養護教諭、スクールカウンセラーとし、生徒への周知を学期始めに生徒に確認をする。

4 教育相談体制

- (1) 日常的に生徒等との教育相談を進める。学校内組織として学年内、生徒指導部会、教育相談部会と連携する。
- (2) 年2回の定期アンケート、毎月の学校独自の生活アンケート実施後、気になる回答をした生徒には担任が管理職に報告するとともに教育相談を実施し、思いを聞き取り、家庭とも連携しながら組織的に対応し、改善を図るようにする。
- (3) 週1回（木曜日）に、県のスクールカウンセラーが来校し、生徒や保護者の悩み相談にあたっている。

5 生徒指導体制について

- (1) 本校のいじめ防止対策委員会や生徒指導部会を中心にして、いじめ防止対策の推進にあたる。
- (2) いじめ防止対策委員会は、校長、教頭、生徒指導主任、各学年主任、各学年生徒指導担当者で構成する。また、教育相談部会とも連携して指導にあたる。
- (3) いじめ防止対策委員会の議事録を作成する。
- (4) いじめの早期発見、防止に関すること、いじめ事案解決に関すること、いじめ問題に関しての生徒の理解を深めていくこと等について活動を行う。
- (5) 教育相談部会、主任会と連携を図り全校体制で活動する。
- (6) 月1回の定期開催を行う。

6 重大事態への対処について

生命・心身又は個人の財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめを原因に30日以上

学校を欠席せざるおえなくなった疑いがある場合は、すみやかに次の対処を行う。

- (1) 重大事態の発生を流山市教育委員会にすみやかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (4) 上記調査結果について、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係等について報告する。

7 いじめ対策年間計画 ■：教職員間の活動 ○：生徒・教職員・保護者の活動

月	実施計画	学校行事
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ防止対策委員会 ■学校いじめ防止基本方針の確認 ・学校いじめ防止基本方針のHP更新及び保護者への周知 ○学校生活アンケート 	始業式 入学式 避難訓練 新入生歓迎会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート ■校内いじめ防止対策委員会 	教育相談 林間学園
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒総会（いじめ防止に関する議題） ○市教委学校生活アンケート ○学校生活アンケート ■校内いじめ防止対策委員会 	生徒総会 期末テスト 修学旅行
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート ○QUの実施 ※結果が戻り次第分析 ■校内いじめ防止対策委員会 	終業式 夏季休業
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート ■校内いじめの状況確認会議 	夏季休業
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○ストレスチェックの実施 ※結果が戻り次第教育相談部会等で対応の検討 ○学校生活アンケート ■校内いじめ防止対策委員会 ○体育祭後、人間関係の把握（学級内、同異学年） 	始業式 体育祭 教育相談
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート ■校内いじめ防止対策委員会 ■市教委いじめ防止研修 	教育相談 中間テスト 流星祭 三者面談（3年生）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート ○市教委学校生活アンケート ■校内いじめ防止対策委員会 	期末テスト
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート ○QUの実施 ※結果が戻り次第分析 ■校内いじめ防止対策委員会 	終業式
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート ■校内いじめ防止対策委員会 	始業式 二者面談（1・2年生）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート ■校内いじめ防止対策委員会 ・次年度に向けた学校いじめ防止基本方針の見直し 	学年末テスト 千葉県公立高校学検
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート ■校内いじめ防止対策委員会 ・1年間のいじめの状況確認・次年度への引き継ぎ 	卒業式 修了式

※実施時期は変更する場合があります。

※新たないじめ対策予定が入ることがあります。

8 保護者、地域、関係機関との連携について

いじめ防止は、学校と保護者、地域、関係期間の連携が不可欠ととらえ、常日頃から情報を共有しながら、いじめ防止対策を進めていく。

9 その他

このいじめ防止対策基本方針は、全校生徒及び保護者に知らせることにより、他者からの意見も聞きながら、実効性のあるものにしていく。学校だより、ホームページ等により、全家庭、地域に周知し、理解と協力を得ていく。

尚、この方針は今後、いじめ防止対策委員会等で点検及び改善見直しを図っていくことを付記する。